

## 平成 30 年度第 1 回 豊中市総合計画審議会

【日時】平成 30 年（2018 年）8 月 9 日（木）18 時 30 分～

【場所】豊中市役所第二庁舎 3 階大会議室

### 次 第

1. 会長の選出について

2. スケジュールについて

3. 第 4 次豊中市総合計画について

4. 第 3 次豊中市総合計画後期基本計画の評価手法について

5. その他

<今後の日程>

○9 月 27 日（木）18 時 30 分～（豊中市役所）

・政策評価の手法(素案)の審議

### <資料>

【資料 1】豊中市総合計画審議会に係る規則等について

【資料 2】豊中市総合計画審議会 委員名簿

【資料 3】第 4 次豊中市総合計画前期基本計画評価手法検討等のスケジュール

【参考 1】第 4 次豊中市総合計画（本編）

【参考 2】第 4 次豊中市総合計画（概要版）

【参考 3】平成 29 年度（2017 年度）政策評価結果

【参考 4】行政評価制度検討委員会 報告書

## 豊中市総合計画審議会に係る規則等について

## 1. 豊中市総合計画審議会規則

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画に関する重要事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民（市の区域内に事務所又は事業所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者を含む。）

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことがで

きる。

第10条 審議会の庶務は、政策企画部企画調整課において処理する。

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 豊中市総合計画審議会規則（昭和43年豊中市規則第30号）は、廃止する。
- 3 この規則施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行うものとする。

附 則（昭和63年5月10日規則第18号抄）～附 則（平成27年3月25日規則第20号抄） 省略

附 則（平成28年4月18日規則第73号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成30年4月17日規則第37号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

## 2. 豊中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第23条 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

## 3. 審議会等の会議の公開の実施に関する要領（抜粋）

第2 公開、非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開、非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。

## 豊中市総合計画審議会 委員名簿

2018.6.1現在

	区分	所属等	名前
1	学識経験者	大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科 教授	大野 まどか
2		関西学院大学 名誉教授	加藤 晃規
3		関西学院大学総合政策学部 准教授	宗前 清貞
4		京都造形芸術大学 芸術教育資格支援センター 准教授	濱元 伸彦
5		近畿大学 総合社会学部 教授	久 隆浩
6		豊中商工会議所 会頭	水上 英雄
7		特定非営利活動法人 京都地方自治総合研究所 研究員	壬生 裕子
8		関西大学 人権問題研究室 委嘱研究員	宮前 千雅子
9	市民		中塚 新一
10			山田 浙雄
11			吉原 諒

(区分順・50音順・敬称略)

第4次豊中市総合計画前期基本計画評価手法検討等のスケジュール

【資料3】

項目	4月～7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
				上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
検討会議(部長級)				●第1回(8/8) 諮問案の検討 (行政評価指針)																		●第2回 答申後の内容検討					
連絡会議(課長級)																			●第1回 答申後の内容検討								
総合計画審議会				●第1回(8/9) 計画・評価の概要説明						●第2回・諮問(9/27) 行政評価指針(素案) 評価手法の検討			●第3回 評価手法の 検討			●第4回 答申案の 検討			●答申								